第29回御嵩町農業委員会会議録		
1、招集年月日	令和2年1月7日	
2、招集場所	御嵩町役場2階 第1委員会室	
3、開会	午前9時30分	
4、会議に付された件名		
について		
	第4条第1項の規定による農地転用申請に対する意見について 第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について	
i i	刊用集積計画の決定について	
	R確認申請に対する意見について F御嵩町賃借料の提供について	
	会の法令順守の申し合わせ決議について	
1	見届について ************************************	
報第31号 農地法第	第3条の3第1項の規定による届出について 事務局長兼課長 髙 木 雅 春	
5、事務局	事務局次長兼係長 伊納和昭	
	書 記 北 田 桂太郎	
6、会議録署名者	6番 鈴木國人 委員 7番 田中幹三郎 委員	
7、欠席委員	10番 鍵谷道隆 委員、15番 鍵谷幸男 委員	
議長	ただ今の出席委員は 12 名で定数に達していますので、これより 第 29 回御嵩町農業委員会を開会します。	
	本日、10番 鍵谷道隆委員、15番 鍵谷幸男委員、推進委員の今井さん、梅田さんから欠席の届が出ておりますので、報告いたします。	
	会議録署名者に、6番 鈴木國人委員、7番 田中幹三郎委員を指 名します。	
	それでは、議第 97 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。 事務局 朗読願います。 (事務局朗読)	
議長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1号事案について、7番 田中幹三郎委員 説明願います。	
7番田中委員	7番田中です。1号事案の説明をします。 事務局より説明のありました事項については省略します。	

資料5-1をご覧ください。申請地の場所は国道 21 号線向陽通り信号交差点より西へ 100m、御嵩小学校の南側に隣接する一角です。

今回この申請に当たり、隣接する東側の賃貸人のご長男で行政書士の○○さん所有の宅地約 126 ㎡と、同じく隣接する西側アスファルト部分の町有地約 200 ㎡ほどの土地も一体利用地としたいとの申請です。西側アスファルト部分の町有地については事務局より説明をお願いします。

この申請地については、以前賃貸人の自宅兼店舗が建っていた 為、登記上は宅地です。現在建物は取り壊されております。近い将 来住宅等を建設する予定もないことから、畑土を入れて家庭菜園と して利用されており、現況農地と見なされる事から今回の5条申請 に至りました。

転用の目的は資材置場及びプラント設置用地です。

権利を設定しようとする理由の詳細は、賃借人は御嵩町亜炭鉱の 充填工事を請け負っており、その工事で使用する資材の置場及びプ ラントを設置する土地を探していました。申請地は、工事現場に近 接し、隣接するする宅地と一体利用することで資材置場、プラント 設置用地として利用上適当な土地であるため一時転用の申請を行い ます、というものです。

賃貸借期間は令和2年2月1日から令和3年1月30日までの1年間で、賃貸借期間の終了時には現状通り農地として復元して返却するという申請です。

申請書類につきましては、土地の登記簿、住民票、公図の写し、 位置図、土地利用計画図、誓約書、預金残高証明書、法人の登記 簿、定款、農地復元誓約書、工事の工程表、土地の賃貸借契約書、 賃貸人、賃借人双方の委任状の提出がなされております。

雨水は自然浸透、汚水は発生しません。

現地確認は12月23日に行いました。

付近には耕作地もなく、農業用用排水路も見当たらず、転用によって付近の土地、作物、家畜等に被害を及ぼすことは考えにくいと思います。

万一転用に伴い被害が生じた場合には申請者の責任において対処します。とのことです。

以上のことから本申請には問題がないと思います。皆様のご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは事務局より説明をお願いしま す。

事務局次長

はい。先ほど田中委員からお話がありました町有地の件ですが、 南山環状線の工事を平成9年頃から行っていた際の残地として取得 したと確認しております。土地の貸借については町総務防災課へ照 会をして町の事業である亜炭の充填のために使用してもよいという 回答を得ております。

議長

質疑に入ります。質疑ありますか。

質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。

事務局次長

申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1 号に規定する用途区域が定められているため、第3種農地に位置付けられます。

以上です。

議長

採決に入ります。

1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。

よって1号事案は適当と認め進達します。

次に2号事案・3号事案について、同一事業であるため7番 田中幹三郎委員はまとめて説明願います。

7番田中委員

7番田中です。議長がおっしゃったとおり、2号事案と3号事案 は関連がありますので、一括で説明させて頂きます。事務局から説 明のありました事項については省略します。

資料5-2及び5-3をご覧ください。

申請地の場所は国道 21 号線大庭交差点から北北西に位置し、あゆみ館より東へ約 300mのところです。

まず、申請のありました農地についてご説明します。田んぼは都合3枚ですが、筆数は4筆です。東側の南側の田んぼは割田となっていまして2筆です。南側4分の3程が○○さん、残り北側4分の1と、奥の田んぼが●●さん、用水路を挟んで西側の三角の田んぼが□□さん所有の田です。いずれの田んぼも近年耕作を行っていない休耕田です。

東側が2号事案、西側が3号事案となります。

どうしてこういう形になったのか伺いましたところ、進入路の位置及び町道からの高低差の都合上、工事用車両の出入口を東側の大きな田んぼの南西部分に設けざるを得ず、そうすると充填剤圧送配管の設置場所が足りなくなってしまうため、追加で西側の三角の田んぼもお借りすることでその問題がクリアできるからとのことでした。

東側3筆計 2,029 ㎡、西側 239 ㎡、合計 2,268 ㎡の一時転用です。

転用目的は資材置場、プラントヤード、駐車場です。

権利を設定しようとする理由の詳細は、借人は御嵩町亜炭鉱の充填工事を請け負っており、その工事で使用する資材の置場、駐車場及びプラントを設置する土地を探していた。申請地は工事現場から近く又隣接する田、これは西側の三角の田んぼを指します、と一体

利用することで資材置場、駐車場及びプラントヤードとして適当な面積であるため一時転用を行う、というものです。

賃料については、西側の \Box こさんは無償の使用貸借とのことです。東側は 1 ㎡ - 月あたり 10 円の賃貸借とのことです。月額 20,290 円掛ける 13 $_{7}$ 月 263,770 円とのことです。こちらは契約書の写しの提出をお願いしております。

転用に伴う付近の土地の概要の確認は12月23日現地確認にて行いました。

その際に、東西の田んぼの間に農業用水路が通っており、水路への土砂等の流入防止が確実かどうか分からなかったため、検討をお願いしました。その結果、用水路脇には土嚢をならべ、土砂等の流入や破損を防止し、西側水田部分には一時埋立を行わず、用水路をまたいで圧送配管を配置するように変更することと、一時的に強い降雨があった場合には東の田の雨水は東側農業用悪水路へ、西側の田の雨水は西側の八井戸川へ排水するように計画して頂くとことになりました。

そのため、東側用悪水路に関して特に周辺営農への影響が無いよう定期的な除草等の管理の計画の提出をお願いしております。

また、申請地北側には用水路と八井戸川に流れ込む排水路が並行して走っており、万能壁の外側にはなりますが、周辺農地の営農に支障のないよう、水路敷の定期的な草刈りを計画して頂くようお願いしております。

審議事項ではありませんが、本件申請地については、工事の終了後には田として農地復元される予定です。復元は結構ですが、当然その費用はもとをただせば私たちの税金です。しかし何らかの対策を講じないと耕作が復活されるとは思えませんので、当委員会及び農林課で特に留意していく必要があると思います。

余分なことを発言しましたが、本事案の申請内容には問題ないと 思います。

皆様のご審議をお願いします。

議長

質疑に入ります。質疑ありますか。

質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。

事務局次長

申請地の農地区分につきましては、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に位置付けられます。第1種農地では原則、転用は認められませんが、一時転用は認められるため、本事案については問題ないと判断しております。

以上です。

議長

採決に入ります。

2号事案・3号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。

よって2号事案・3号事案は適当と認め進達します。

議長

次に4号事案について、7番 田中幹三郎委員 説明願います。

7番田中委員

7番田中です。4号事案についてご説明します。

資料5-4をご覧ください。

こちらの場所は名鉄広見線御嵩口駅より北北西に約 250mのところで、以前ありました山口建設さんの社屋の道を挟んだ南側です。

申請地は 168 ㎡の内の西側 122 ㎡です。分筆の後に売買される予 定です。

地目は畑、現況畑ですが、一角に譲り渡し人の倉庫が建築されて おります。こちらについては始末書が提出されております。

転用の目的は一般個人住宅です。権利を移転しようとする理由の 詳細は、譲受人は現在実家で親と同居しております。以前より実家 近くに戸建て住宅の建設を考えていたところ、譲渡人との間で売買 の合意が出来たため申請を行います。というものです。

補足しますとご実家は申請地より東へ200mほどのところです。

今回申請のありました農地の南側に譲受人所有の宅地が隣接しており、公衆用道路に面していないため、本申請地を取得し、一体利用地としたい旨の申請です。

隣地に関しては、北側は道路。東側は畑で、申請地の残地です。 西側は譲受人のお父さん所有の雑種地で纐纈建設さんの資材置場と なっております。

付近の土地の概要の確認は 12 月 23 日現地確認により行いました。敷地内の雨水排水先が北側道路側溝となっておりますが、下流に水田があり、用水となっておりますので、雨水以外を流さないよう条件が付いております。

申請書類につきましては、誓約書、水利組合同意書、資金調達に 関する書類、始末書等確認いたしました。

以上から本事案の申請内容に問題はないと思います。皆様のご審 議をお願いします。

議長

質疑に入ります。質疑ありますか。

質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。

事務局次長

申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1 号に規定する用途区域が定められているため、第3種農地に位置付けられます。

以上です。

議長

4号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員で あります。

よって4号事案は適当と認め進達します。

次に5号事案について、9番 鍵谷正委員 説明願います。

9番鍵谷委員

9番 鍵谷です。

5号事案の説明をします。

資料5-5をご覧ください。事務局より説明が合った事項は省きます。

土地の所在地は比衣の洞地区です。洞公民館より南東に 200mの ところです。

権利を設定し又は移転しようとする事由は、送電線の鉄塔敷地整備工事に伴う作業場他として一時転用して借り受けたいというものです。転用期間は許可の日から令和2年2月29日までとなっております。

施設の概要は、鉄板110枚を敷き、作業場とします。

転用することによって生ずる付近の土地の概要は、北側・南側は 隣地所有の田です。西側は排水路、東側は道路となっています。汚 水・濁水は発生しません。雨水については浸透式にて排水します。 万一周辺農地に被害を及ぼした場合は当方が責任をもって対処しま す、とのことです。

添付書類は土地の位置図、施設の配置図、誓約書、資金証明書、 預金残高証明書、農地復元誓約書、工事工程表、隣地承諾書、履歴 事項全部証明書、定款が提出されています。

転用によって生ずる付近の概要については 12 月 23 日に現地の確認を行いました。

以上から5号事案の申請内容に私は問題ないと思います。 皆さんの審議をお願いします。

議長

質疑に入ります。質疑ありますか。

質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。

事務局次長

申請地の農地区分につきましては、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に位置付けられます。第1種農地では原則、転用は認められませんが、一時転用は認められるため、本事案については問題ないと判断しております。以上です。

議長

5号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員で あります。

よって5号事案は適当と認め進達します。

次に、議第98号農地法第4条第1項の規定による農地転用申請に対する意見について、を議題とします。

事務局、朗読願います。

(事務局朗読)

議長

事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。

1号事案について、7番 田中幹三郎委員 説明願います。

7番田中委員

7番田中です。1号事案についてご説明いたします。事務局より 説明のありました事項については省略します。

資料4-1をご覧ください。

場所は名鉄広見線御嵩口駅から北北西に約 250mのところです。 かつてありました山口建設さんの社屋の道を挟んだ南側です。

こちらは先ほど審議して頂いた 5条申請の 4 号事案の残地部分で 168 ㎡のうち東側 45 ㎡です。

転用の目的は駐車場兼倉庫とのことです。

権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、申請地は現在 駐車場及び倉庫として利用しています。今回是正のための申請を行 います。というものです。今回は既に車庫を建築済みのため、始末 書が提出されております。

周辺の状況ですが、申請地の北側は道路、東側は宅地、西側は本人所有の畑、南側は宅地です。

雨水は雨どいを通じて北側道路側溝へ排水し雨水以外は排水しないこととします。また、汚水は発生しません。万が一周辺農地へ被害を及ぼした場合には自己責任で解決します。とのことです。

書類に関しては、誓約書、水利組合同意書、土地利用計画図、始末書等確認しました。

付近の土地の概要の確認は、12月23日現地確認にて行いました。

無許可で車庫を建築されていた点は残念ですが、今回法律に基づき是正措置を取られることとなりました。

以上のことから本申請内容に問題はないと思います。皆様のご審 議をお願いします。

議長

質疑に入ります。質疑ありますか。

質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。

事務局次長

申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1 号に規定する用途区域が定められているため、第3種農地に位置付けられます。

以上です。

議長

採決に入ります。

1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。

よって1号事案は適当と認め進達します。

次に、議第99号農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について、を議題とします。

事務局、朗読願います。

(事務局朗読)

議長

1号事案について、12番 山口由美子委員 説明願います。

12 番山口委員

12 月 26 日に推進委員の今井さんと現地確認を行いましたが、営農に何ら問題はないと思われます。

以上です。

議長

続いて、本日は今井推進委員が欠席ですので事務局より現地の状況等の説明願います。

事務局

昨日、今井推進委員からお電話でお話を伺いまして、12 月 26 日 に山口委員と現地を確認し、草刈等の管理も適切に行われており、 耕作するにあたっての準備は整っていると判断されているとのこと でした。

また、営農についても問題ないという判断を頂いております。 以上です。

議長

質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。

事務局次長

特にありません。

議長

採決に入ります。

1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。

よって1号事案は可決しました。

次に、議第 100 号 農用地利用集積計画の決定について、を議題 とします。

事務局、朗読願います。

(事務局朗読)

事 務 局

なお、審議いただく 14 の案件は全て更新の申請でこれまでも適 正に管理されております。

また、農用地利用集積計画は案件が多かったため別紙にて確認をお願いします。

以上です。

議長

事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。

1号・2号事案について 5番 青木委員に関係しますので、5番 青木委員は農業委員会等に関する法律 第31条の議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。

(5番 青木委員 退席)

議長

1号・2号事案について、同一の借人への申請であるため、まとめて審議を行います。

平田推進委員、現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願います。

平田推進委員

推進委員の平田です。12月15日に現地確認を行いました。 管理も十分にされておりまして、営農関係については特に問題は ないと思われます。

以上です。

議長

質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。

事務局次長

特にありません。

議長

採決に入ります。

1号・2号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手 全員であります。

よって1号・2号事案は可決しました。

審議終了いたしましたので、5番 青木委員の着席を認めます。 (5番 青木委員 着席)

次に3号事案から13号事案について 7番 田中委員に関係しますので、7番 田中幹三郎委員は農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。

(7番 田中委員 退席)

3号事案について、平田推進委員、現地の状況はどうでしたか。 気になる点などありましたら説明願います。

平田推進委員

3号事案についても12月16日に現地の確認を行いました。 管理は十分にされており、営農関係も問題ないと思われます。 以上です。

議長

質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。

事務局次長

特にありません。

議長

採決に入ります。

1号・2号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手

全員であります。

よって1号・2号事案は可決しました。

伊左治推進委員

続きまして4号事案から 13 号事案について、まとめて審議を行います。

伊左治推進委員、現地の状況はどうでしたか。 気になる点などありましたら説明願います。

伊左治推進委員

鈴木委員と現地を確認しまして、営農については何も問題ないと 思われます。

議長

7号事案に一部御嵩地内の筆が入っておりましたが、その筆も含めて確認いただいております。

質疑に入ります。質疑ありますか。

3番奥村委員

権利の種類に解除条件とありますがどのようなものでしょうか。

事 務 局

こちらは、その事業者の収益の半分以上が農業によって賄われているという方については解除条件を付ける必要はありません。

今回借人となっている田中農機さんは、農機具の販売や修理によって生計を立てているということがあり、農業による収入が過半を超えていないということで、そういった事業者に対しては営農がうまくいかないということも想定されているので、解除条件付きとして、営農がうまくいかなかったときにはこちらがその権利を解除できるという条件が付けられています。

3番奥村委員

分かりました。

議長

他に質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。

事務局次長

特にありません。

議長

採決に入ります。

3 号事案から 13 号事案について、適当と認める方は挙手願いま す。挙手全員であります。

よって3号事案から13号事案は可決しました。

審議終了いたしましたので、7番 田中委員の着席を認めます。 (7番 田中委員 着席)

次に、14 号事案について、伊左治推進委員、現地の状況はどうで したか。

気になる点などありましたら説明願います。

伊左治推進委員

この事案について、亀井委員と現地を確認しました結果、今まで 通りきれいにできておりましたので問題はないと思います。

議長

質疑に入ります。質疑ありますか。

質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。

事務局次長

特にありません。

議長

採決に入ります。

14 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。

よって14号事案は可決しました。

議長

次に議第 101 号 農土地現況確認申請に対する意見についてを議 題とします。

事務局より朗読、説明願います。

(事務局朗読)

事 務 局

土地現況確認というのは、岐阜県農地転用後の土地現況確認事務 処理要綱に定められた制度に基づくものです。この制度は、その土 地が農地でなくなってから 20 年経過していることを確認できれ ば、農地転用と同じように地目の変更が行えるという制度です。

20 年経過しているかどうかの判断については、事務局にて本人からの申告書及び航空写真等で確認をしております。

皆様の審議をお願いします。

以上です。

議長

事務局より説明が終わりました。

質疑ありますでしょうか。

3番奥村委員

これは4条申請をしなくても地目の変更が行えるというものですか。

事務局長

本来は4条・5条なりで農地法に基づく農地転用をしていただく べき案件です。

今回の事案の場所につきましては、上恵土のセブンイレブンの東側の土地です。南側の土地については、以前皆様に貸資材置場として審議をしていただきました。その土地の所有者と、今回の申請者は同一であります。

貸資材置場の農地転用を行う際に、事業者から今回の筆について 農地転用が済んでいるかの問い合わせがありました。その際に事務 局で確認の誤りがありまして、農地転用が済んでいるという回答を しておりました。

つい最近になりまして、事業に使うために再度確認を事務局でし

ましたところ、こちらの農地転用が済んでいないことが判明しました。

今回、事業者からは土地現況確認申請が提出されました。

この制度につきましては先ほど事務局からも説明しました通り、 現況が農地でなくなってから 20 年以上経っている敷地について は、20 年の確認ができ、この後皆様に認めていただければ、県に進 達し、農地転用と同じように地目の変更が行えるということになり ます。

こちらは農地法に基づく制度ではなく、岐阜県が特別に認めているものです。

皆様には先月の現地確認の際に農地性がなくなっているということを確認していただきました。

今後、事務局としては原則農地転用を行ってもらうよう依頼していくつもりですが、ケースバイケースにて対応していこうと考えています。

よろしくお願いいたします。

3番奥村委員

この制度が利用できる場合は4条申請はしなくてもよいということですか。

事務局長

そうです。

20 年以上経過しているという確認につきましては、税関係の書類や、航空写真の記録が残っていることもありますのでそちらで確認していくことになります。

3番奥村委員

1種農地とか2種農地とかそういうことは関係ないのですか。

事務局

関係ありません。

3番奥村委員

分かりました。

11 番奥村委員

始末書は必要ありませんか。

事 務 局

農地ではなくなっているということを前提にした申請であり、要 綱には始末書の添付は明記されておりません。

3番奥村委員

県の許可が出るまでに1カ月とか2カ月とかかかるわけですか。

事務局

許可までの日付は確認できておりませんが、おそらく農地転用よりは早く認められるものと思われます。

議長

他に質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。

事務局次長

この度は当方の確認不足により皆様にお手数をおかけして申し訳

ありません。

農地転用の許可について、現在は地図に記録があるかの確認のみを行っておりますが、今後は別で記録している台帳での確認を追加し、2重で確認することにより誤った判断がないようにしてまいります。

よろしくお願いいたします。

以上です。

議長

それでは採決に入ります。

1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって1号事案は適当と認め進達します。

次に議第 102 号、令和 2 年御嵩町賃借料の提供についてを議題と します。

事務局、説明願います。

(事務局朗読)

事 務 局

御嵩町賃借料の提供については、町内の農地がどれくらいの価格で賃貸借されているかという情報を提供するという目的で情報を公開するものです。

平成31年1月から令和元年12月までに賃借料を伴う賃貸借の申請は農地法3条、利用権設定ともに1件もありませんでした。そのため、本年の賃借料の水準を算出することはできませんでした。

しかし、ホームページ上への掲載は例年直近の3年分行っており、非常に少ない件数ではありますが、参考となるデータとして16ページのような形でホームページには掲載させていただきたいと考えております。

皆様の審議をお願いします。

以上です。

議長

質疑に入ります。質疑ありますか。

質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。

事務局次長

特にありません。

議長

採決に入ります。

議第 102 号について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員 であります。

よって、議第102号は可決しました。

議長

次に 議第 103 号農業委員会の法令順守の申し合わせ決議についてを議題とします。

事務局より説明願います。

事務局

別紙で配布しております農業委員会の法令順守の申し合わせ決議をご覧ください。

今年度、他府県の農業委員会で農業委員会会長が逮捕されるという事案が2件続きました。

逮捕に至った経緯としては、農地転用の許可に際して便宜を図った見返りに現金を受け取ったり、虚偽の申請書を作成したというものです。

過去に農業委員会の会長が逮捕されたというケースはなく、岐阜 県農業会議から総会の場で改めて皆様に法令順守の意識を持ってい ただくよう決議するよう通知があったため本事案のとおり決議に至 っております。

御嵩町農業委員会の委員の皆様におかれましては日ごろから法令順守の意識を持って活動をしていただけているため、逮捕されるような事案になるという心配は一切しておりませんが、隣近所の関係が密な田舎でもあるため、時には近所の仲の良い人が提出してくる農地転用申請に便宜を図りたいという気持ちが出てくるかもしれません。

しかし、今一度法令順守の意識をしていただき、残り半年となった農業委員・推進委員としての活動に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

議長

決議案を朗読していただけますか。

事 務 局

はい。

農業委員会の法令順守の申し合わせ決議。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

本事案について、御嵩町農業委員・推進委員全委員が再度法令順守の意識を持っていただけたということで決議することにご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議がないようですので議第103号については決議されました。

議長

次に 報第 30 号 農地改良届について、事務局より報告願います。

(事務局報告)

議長

1号事案について、6番鈴木國人委員、現地の状況はどうでしたか、気になる点などありましたらお願いします。

6番鈴木委員

6番 鈴木です。

この土地はバイパスができるときに残地として残った狭い田でありました。

12月17日に亀井委員、伊左治推進委員と現地を確認しました。 現在は果樹が植えられておりますが、果樹があることと畑地に転換することによって周囲への影響は全くないと判断しました。

議長

事務局から補足説明はありますか。

事務局次長

特にありません。

議長

事務局からの補足説明はないとのことですので、以上をもって報告とさせていただきます。

次に2号事案について、9番鍵谷正委員、現地の状況はどうでしたか、気になる点などありましたらお願いします。

9番鍵谷委員

12月23日に推進委員の梅田さんと現地を確認しましたが、問題ないと判断しました。

以上です。

議長

事務局から補足説明はありますか。

事務局次長

特にありません。

議長

事務局からの補足説明はないとのことですので、以上をもって報告とさせていただきます。

次に、報第 31 号、農地法第 3条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局報告願います。

(事務局報告)

議長

事務局からの報告が終わりました。

以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。 ありがとうございました。

10 時 57 分終了

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを 証するために署名する。

令和 年 月 日

議長

6番

7番